

## 港湾空港関係の認定制度に関する説明会 Q&A

### 1. 認定制度について

Q1. 評価要領の P.2 2 (1)「港湾空港専門項目の認定対象となる建設会社」にある対象とする包括協定の締結団体の中に潜水協会は含まれていないが、潜水協会だけに所属して建設工事をしている会社の扱いは如何。潜水協会の中にも B 等級はいたと記憶している。

A1. 海上における災害復旧を想定し、対象とする締結団体は、「(一社) 日本埋立浚渫業協会中部支部」、「中部港湾空港建設協会連合会」、「(一社) 日本海上起重技術協会中部支部」「全国浚渫協会東海支部」に限定しています。

Q2. 関東地方整備局や近畿地方整備局は港湾専門項目を設けているのか。

A2. 港湾専門項目は、中部地方整備局が全国初です。

### 2. BCP の評価・認定について

Q1. 共通項目を災害対策マネジメント室と港湾空港部港湾空港・防災危機管理課いずれかに提出した際、認定される内容はどちらも同じものが認定されるのか。共通項目を港湾空港・防災危機管理課に提出し認定された場合は、災害対策マネジメント室と港湾空港部の両者から認定されたと捉えてよいのか。

A1. 共通項目に限らず、申込先は災害対策マネジメント室ないし港湾空港部となります。  
中部地方整備局としての制度であり、申込先の違いにより、認定証が異なることはございません。

Q2. 認定の際、共通項目と港湾空港専門項目を提出し、共通項目だけ認定され港湾空港専門項目が認定されなかった場合、共通項目の認定はされないのか。

A2. 港湾空港部で共通項目と港湾空港専門項目を一括で審査いたします。  
どちらかが認定されないという事態は想定していません。

Q3. 先に災害対策マネジメント室で共通項目が認定されたとしても、港湾空港部で認定されなかったとしたら、共通項目は取り消しということになってしまうのか。

A3. 中部地方整備局としての制度であり、申込先の違いにより、認定証が異なることはございません。港湾空港部は、共通項目と港湾空港専門項目を同時に審査いた

## 港湾空港関係の認定制度に関する説明会 Q&A

します。

**Q4. 建設会社における事業継続力認定を取っている会社といっても、共通項目だけの認定を受けた会社と共通項目と港湾空港専門項目の認定を受けた会社の2パターンができるということか。**

A4. その場合はありえます。

**Q5. 認定の中でもランクがあるのか。**

A5. 認定の中でのランクはございません。また、点数をつけるものでもございません。

### **3. 申込について**

**Q1. 先に共通項目を申請し、後で港湾空港専門項目を申請することは可能か。**

A1. 制度としては、先に共通項目のみを提出していただくこともできます。  
しかし、港湾空港関係の認定には、共通項目と港湾空港専門項目の審査が必要になります。そのため、申請には共通項目と港湾空港専門項目を同時に提出していただく必要がございます。

**Q2. 申請後に工事の実施状況が変化した場合、一部修正をしていく必要があるのか。随時修正し、申請を繰り返す必要があるのか**

A2. 共通項目も港湾空港専門項目も随時修正をお願いいたします。  
両者とも認定取得後、3年で更新になる。更新時に時点修正をしていただければ構いません。

### **4. 入札制度について**

**Q1. 令和3年度の総合評価による加点に間に合わせるためには、令和2年度の2回目が期限ということになるのか**

A1. 令和3年度のいつ頃から開始するかは未定であるため断言することはできません。  
令和3年度の4月から総合評価による加点を開始するならば、令和2年度の2回目までが期限となります。

## 港湾空港関係の認定制度に関する説明会 Q&A

### 5. 建設BCPの作成について

Q1. 評価要領 P. 15 提出時に施工を行っていない場合、過去の施工事例を記載すればよいのか。

A1. 提出時の施工の有無は関係ない。御社として、一般的な考え方により作成されたものを記載願います。結果として、過去の施工事例（一般的な考え方により作成されたもの）になる場合はあります。

Q2. 評価要領 P16. P17 に記載時期や確認時期の記載があるが、それについて一般化するという考え方であれば、記載しなくてもよいのか。

A2. 資機材の保管状況及び二次災害の防災の取り組みは、資機材の数量の確認時期を記載願います。潜水対策及び流出対策については、御社の一般的な考え方により作成したものを記載願います。

Q3. 資機材等を全く受注していない場合、手元に全くないことになるがその点についてはどう考えるか。

A3. 受注していなくても会社として保管している場所等を確保しているのであれば、記載していただくこととなります。資機材等の保有がない場合は、その旨記入願います。

Q4. 中部管内における各港の状況が異なることから、一つの港を例に挙げて記載すればよいのか。

A4. 一般的な考え方により枠組みを説明することができていれば、一つの港で整理していただければ構いません。

Q5. 評価要領 P26 のチェック欄について、港湾空港部に提出する場合、「港湾土木工事」と「港湾等しゅんせつ工事」にチェックされていなくても審査してもらうことはできるか。

A5. 評価要領の P3、申込書類における③④の書類の有無によって災害対策マネジメント室か港湾空港部が審査するのか決まります。

③④の書類がない場合、災害対策マネジメント室が審査することになります。

なお、評価要領 P26 のチェック欄は、中部地方整備局より認定されている一般競

## 港湾空港関係の認定制度に関する説明会 Q&A

争（指名競争）参加資格・等級である。会社独自に選択するものではございません。

**Q6. 共通項目では、対象となる工事はすべて記載するよう求めているが、港湾空港部に提出する共通項目もすべて記載する必要があるのか。**

A6. 共通項目については、申込先の違いによる申請書類が異なることございません。

**Q7. 共通項目と専門項目の内容が一緒になってよいのか。重複していても大丈夫なのか。**

A7. 問題ありません。

**Q8. 評価要領の P19 の記載の仕方について「様式の記載がある」とは如何**

A8. 実際に作業許可申請書、作業届出書の作成をイメージして頂くことを想定していますが、災害時にスムーズな手続きを行ってもらうことが目的のため、評価書類（御社の BCP 計画）に様式（未記入のもの）を示していただくだけでも可といたします。

**Q9. 今回の BCP は第一義的には自社のためである。申込書類確認一覧に関しては、自社の既存の BCP においてチェックすればよいと考える。認定の審査を受けるためには、すべての項目にチェックが入っている必要があるのか。すでにあるものを使う場合には、ページ番号を確認一覧にチェックすればよいと思うが如何。**

A9. 評価要領の様式-2 及び様式 3 の「記載ページ」は空欄になっています。そこに、評価書類（御社の BCP 計画）の該当する記載ページを記入していただくこととなります。該当するものがない場合は、追加をお願いいたします。

**Q10. P13 協力会社の人員や資機材 社員の安否確認だけでなく協力会社等の安否確認も記載する必要があるのか。**

A10. 評価要領の P 1 4 「被災時の連絡体制・連絡手段」の記載例のようなイメージで記載願います。

## 港湾空港関係の認定制度に関する説明会 Q&A

### 6. その他

Q1. 評価要領のP2に記載されている、中部港湾空港建設協会連合会の中に愛知県や三重県の港湾空港建設協会も含むという理解でよろしいか。

A1. 中部港湾空港建設協会連合会は、愛知県港湾空港建設協会及び三重県港湾空港協会、日本港湾空港建設協会静岡県支部を想定しています。